

## 角田市みやぎ結婚支援センター利用促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚を希望する者の宮城県が設置するみやぎ結婚支援センター（以下「みやマリ」という。）の利用を促進し、結婚の機会拡大を図ることを目的に、みやマリに入会した者に対し、予算の範囲内において角田市みやぎ結婚支援センター利用促進助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、角田市補助金等交付規則（平成12年角田市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成金の交付の対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和5年4月1日以降に、みやマリに入会した者であること。
- (2) 第5条の規定による申請書の提出時点で、市内に住所を有し、かつ、現に婚姻をしていない者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻を予定する者を除く。）であること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 過去にこの助成金の交付を受けていないこと。

(助成金の交付の対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、みやマリの入会登録料とする。ただし、この要綱による助成金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合は、その補助金等の交付の額を除いた経費とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象経費の額又は11,000円のいずれか少ない方の額とする。

(助成金の交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、角田市みやぎ結婚支援センター利用促進助成金交付申請書（様式第1号）及び角田市みやぎ結婚支援センター利用促進助成金実績報告書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付して、みやマリに入会した日から起算して3月以内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第3号）

- (2) 本人確認ができる証明書の写し
- (3) 助成対象経費を支払ったことが分かる領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定したときは、角田市みやぎ結婚支援センター利用促進助成金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の額の確定)

第7条 規則第13条の規定による助成金の額の確定は、角田市みやぎ結婚支援センター利用促進助成金額確定通知書(様式第5号)によるものとする。

(助成金の交付の方法)

第8条 助成金の請求は、角田市みやぎ結婚支援センター利用促進助成金請求書(様式第6号)によるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。